



こうつうあんぜんテスト

(1・2ねんせいよう)



ただしいものには○を、まちがっているものには×をかいてください。

- ① あおしんごうになったので まわりのあんぜんを たしかめずに すぐに わたった。



- ② どうろを おうだんするときは おうだんほどうを わたる。



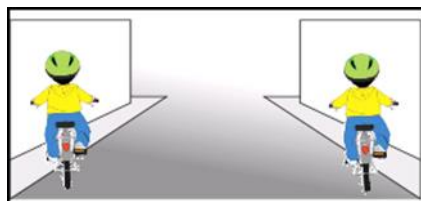
- ③ じてんしゃに のるときは ヘルメットを かぶったほうがよい。



- ④ しんごうがない こうさてんや まわりが みえにくい ばしょでは と まって あんぜんかくにんをする。



- ⑤ じてんしゃは どうろの みぎ ひだり どちらのはしを はしってもよい。



＜交通安全テスト＞

平成29年7月号

解答・解説 (1・2年生用)

- ① あおしんごうになったので まわりのあんぜんを たしかめずに すぐにわたった。【×】

A：青信号でも周りの安全を確認してから渡りましょう。

※ 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

※ 道路交通法施行令第2条第1項・第4項（信号機の意味等（抜粋））

赤・・・歩行者は、道路を横断してはならないこと。

青・・・歩行者は、進行することができること。

黄（青の点滅）・・・歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））

(2) 信号が青になっても、右左の車や路面電車が止まったのを確かめてから横断しましょう。信号の変わりそうなきは、無理をしないで、次の青信号を待ちましょう。

＜指導のポイント＞

赤・・・止まれ。

車が来ていなくても絶対に渡ってはいけません。

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車もあるので、すぐに渡らず、渡る前に右左の安全確認をしてから渡りましょう。

黄（青の点滅）・・・渡り始めない。

もうすぐ赤に変わる注意の色です。

渡り始めず、次の青まで待ちましょう。

- ② どうろを おうだんするときは おうだんほどうを わたる。【○】

A：道路を横断するときは横断歩道を渡りましょう。

- 道路交通法第12条第1項（横断の方法）

歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節1（横断の場所（抜粋））

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

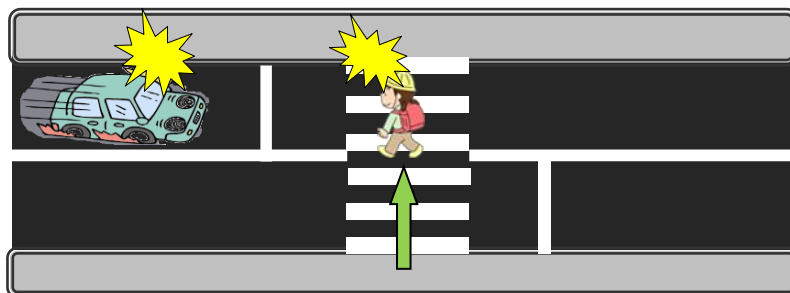
＜指導のポイント＞

近くに横断歩道があるときは横断歩道を渡りましょう。

渡る前には、しっかりと安全確認しましょう。

斜め横断や、車と車の間からの横断は非常に危険ですので、絶対にやめましょう。

- ◎ 信号機のない横断歩道を渡る時は、渡り始める時には遠くにいる車も横断歩道を渡っている間にどんどん近づいて来るので、左側から来る車には特に注意しましょう。



③ じてんしゃに のるときは ヘルメットを かぶったほうがよい。【○】

A：自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう。

- 道路交通法第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）
児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（児童6歳以上13歳未満 幼児6歳未満）
- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））
(8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。

<指導のポイント>

ヘルメットは頭を守る大切なアイテムです。

万一の転倒に備えて、ヘルメットはサイズの合ったヘルメットを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

また、ご家族に高齢者がいる場合も自転車ヘルメットを着用するようにすすめましょう。

※ 年齢にかかわらず、ヘルメットの着用が条例で定められている市町村があります。

④ しんごうがない こうさてんや まわりが みえにくい ばしょでは とまって あんぜんかくにんをする。【○】

A：信号のない交差点や見通しの悪いところでは道路の端で立ち止まって、左右を確認しましょう。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節3（信号機のない場所で横断しようとするとき）
(1) 近くに横断歩道橋や横断用地下道など安全に横断できる施設がないときは、道路がよく見渡せる場所を探しましょう。
(2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ない

かどうか確かめましょう。

- (3) 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。そして、もう一度右左をよく見て、車が近づいて来ないか確かめましょう。
- (4) 車が近づいていないときは、速やかに横断を始めましょう。車が止まってくれたときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めましょう。この場合、道路を斜めに横断したり走ったりしてはいけません。
- (5) 横断中も車が近づいて来ないかどうか周りに気をつけましょう。止まっている車の陰から別の車が突然出てくることがありますから注意しましょう。

<指導のポイント>

子どもの交通事故の多くは、道路を横断しているときや横断しようとして道路に飛び出した時に発生しています。

信号機のない小さな交差点や曲がり角などでも、一旦立ち止まり、しっかりと安全確認をしましょう。

⑤ じてんしゃは どうろの みぎ ひだり どちらのはしを はしってもよい。【×】

A：車道の左端を走行しなければならない。

● 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等（抜粋））

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄って、軽車両にあつては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

<指導のポイント>

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行しなければなりません。